

～生活保護に関するお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

# 生活保護 ホットライン

相談料  
無料

コロナ禍が広がる今、生活に困っている方々の相談にお答えするとともに、

生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、

全国一斉電話相談を実施します。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこなえします。

- ・申請書がもらえない。
- ・次の理由により申請が受け付けられない。

住所不定（ホームレス），所持金がある，借金がある，家賃が高すぎる，  
持ち家がある，自動車がある，自営業をしている，65歳までは働く，  
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる

- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。

「保護費を返してください」  
「辞退届を書いてください」

- ・保護費を“天引き”されている。
- ・保護費が下がって、生活していくけない。

2 相談料はかかりません。電話代もかかりません



ひんこんは な く す

0120-158-794

2020年12月10日(木)

10:00～16:00

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会